

令和7年4月1日からの入院時食事代について(お知らせ)

国民健康保険の被保険者の方

●入院した時の食事代(1食あたり)

所得区分		3月31日まで	4月1日から	
①	一般の被保険者(下記以外の人)	490円	510円	
②	③④のいずれにも該当しない小児慢性特定疾病児童等または指定難病患者	280円	300円	
③	・住民税非課税世帯 ・70歳~74歳で低所得者IIの人	90日までの入院(過去12か月の入院日数)	230円	240円
		90日を超える入院(過去12か月の入院日数)※	180円	190円
④	70歳~74歳で低所得者Iの人	110円	110円	

※③住民税非課税世帯や低所得IIの方で「90日を超える入院」は、事前に認定申請をして長期入院該当の認定を受けていないと適用されません。

●療養病床に入院した時の食事代(1食あたり)

所得区分		3月31日まで	4月1日から
一般の被保険者(下記以外の人)		490円※(450円)	510円※(470円)
・住民税非課税世帯 ・70歳~74歳で低所得者IIの人		230円	240円
70歳~74歳で低所得者Iの人		140円	140円

※保険医療機関の施設基準等により、()内の場合もあります。

※国民健康保険の住民税非課税世帯(低所得者I・低所得者IIを含む)は、世帯主と国保被保険者全員が非課税の世帯です。

後期高齢者医療の被保険者の方

●入院した時の食事代(1食あたり)

所得区分		3月31日まで	4月1日から	
①	一般・現役並み所得者	490円	510円	
②	③④のいずれにも該当しない指定難病患者	280円	300円	
③	低所得II (住民税非課税世帯)	90日までの入院(過去12か月の入院日数)	230円	240円
		90日を超える入院(過去12か月の入院日数)※	180円	190円
④	低所得者I(住民税非課税世帯など)	110円	110円	

※低所得IIの方で「90日を超える入院」は、事前に認定申請をして長期入院該当の認定を受けていないと適用されません。

●療養病床に入院した時の食事代(1食あたり)

所得区分		3月31日まで	4月1日から
一般・現役並み所得者		490円※(450円)	510円※(470円)
低所得II		230円	240円
低所得I		140円	140円
低所得I(老齢福祉年金受給者)		110円	110円

※保険医療機関の施設基準等により、()内の場合もあります。

○今回、低所得Iの方は変更ありません。

問 ● 国民健康保険に関すること 市保険年金課 国保担当 (市役所1階⑤番窓口)

☎32・2113/FAX35・0173

● 後期高齢者医療保険に関すること 市保険年金課 医療・年金担当 (市役所1階④番窓口)

☎32・4120/FAX35・0173

✉ hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

《今月は、軽自動車税全期分、固定資産税1期分の納付月です。》忘れずに納期限内に納めましょう。市税の納付は、確実・安心・便利な口座振替をご利用ください。

2025年(令和7年)5月5日
広報こまつしま

